

福岡県に在住する保護者等の方へ

公立学校在籍者用

～高校生等奨学給付金のお知らせ～

(返還の必要はありません。)

(家計が急変した世帯へも給付されます。)

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給しています。

令和2年4月から、家計の急変により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯（年収見込250万円未満程度）も対象として奨学給付金を支給します。

■対象となる世帯

令和2年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

(1) 家計急変後の年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当の世帯であること。

※ 収入見込額及び税額控除の状況から判断します。

(2) 保護者等が福岡県内に住所を有し、生徒が高等学校等に在学していること。

※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。

※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

(3) 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

■基準日（国公立学校）

令和2年7月1日の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

区分 (7月1日現在)	非課税世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）	
	①高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等	①高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等
②15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等	②15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	
全日制、定時制課程に在籍する者	84,000円/年	129,700円/年

(注) なお、通信制・専攻科課程に在学する高校生等がいる世帯の高校生等は、次の支給額となります。

区分 (7月1日現在)	非課税世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）
全日制、定時制課程に在籍する者	129,700円/年
通信制課程に在籍する者	36,500円/年
専攻科課程に在籍する者	36,500円/年